

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年8月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2300165 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2300029 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 8 年 12 月 1 日から平成 15 年 9 月 1 日までの期間及び平成 17 年 3 月 1 日から平成 18 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 2 欄に掲げる標準報酬月額から第 5 欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成 8 年 12 月から平成 15 年 8 月まで及び平成 17 年 3 月から平成 18 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 8 年 12 月から平成 15 年 8 月まで及び平成 17 年 3 月から平成 18 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（別表の第 2 欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 8 年 12 月 1 日から平成 10 年 8 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から平成 11 年 2 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から平成 12 年 3 月 1 日までの期間及び同年 7 月 1 日から平成 14 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、上記 1 の訂正後の標準報酬月額（別表の第 5 欄）から同表の第 6 欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成 8 年 12 月から平成 10 年 7 月まで、同年 10 月から平成 11 年 1 月まで、同年 10 月から平成 12 年 2 月まで及び同年 7 月から平成 14 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額（別表の第 5 欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 8 年 12 月 1 日から平成 15 年 9 月 1 日まで
② 平成 17 年 3 月 1 日から平成 18 年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額について、国の記録と給料支払明細書に記載されている支給額が相違している。給料支払明細書を提出するので、調査の上、請求期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、請求者から提出されたA社の給料支払明細書により、別表の第2欄、第3欄及び第4欄に掲げるとおり、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも同表の第2欄に掲げる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第5欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、関連資料を廃棄したため不明である旨回答した上で、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等を社会保険事務所（当時）に対し、誤った額で提出し、厚生年金保険料についても結果的には誤った額を納付したと思われる旨回答しているほか、請求者の給料支払明細書で確認できる報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち平成8年12月1日から平成10年8月1日までの期間、同年10月1日から平成11年2月1日までの期間、同年10月1日から平成12年3月1日までの期間及び同年7月1日から平成14年10月1日までの期間については、請求者から提出された給料支払明細書により、別表の第2欄、第3欄及び第5欄に掲げるとおり、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額が上記1の厚生年金特例法による記録訂正後の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、平成8年12月から平成10年7月まで、同年10月から平成11年1月まで、同年10月から平成12年2月まで及び同年7月から平成14年9月までの標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認できる本来の報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第5欄に掲げる額から同表の第6欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（別表の第5欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

別表

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
	請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額 (訂正前)	本来の報酬月額(又は報酬月額)に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
請求期間①	平成8年12月から平成9年5月まで	24万円	30万円	26万円	26万円	30万円
	平成9年6月から同年9月まで	24万円	30万円	28万円	28万円	30万円
	平成9年10月から平成10年7月まで	26万円	32万円	28万円	28万円	32万円
	平成10年8月及び同年9月	26万円	32万円	32万円	32万円	—
	平成10年10月から平成11年1月まで	26万円	34万円	32万円	32万円	34万円
	平成11年2月から同年9月まで	26万円	(32万円～36万円)	32万円	32万円	—
	平成11年10月から平成12年2月まで	28万円	34万円	32万円	32万円	34万円
	平成12年3月から同年6月まで	28万円	34万円	34万円	34万円	—
	平成12年7月から同年9月まで	28万円	38万円	34万円	34万円	38万円
	平成12年10月から平成13年9月まで	28万円	36万円	34万円	34万円	36万円
	平成13年10月から平成14年9月まで	30万円	38万円	34万円	34万円	38万円
	平成14年10月から平成15年8月まで	32万円	34万円	34万円	34万円	—
請求期間②	平成17年3月	36万円	38万円	38万円	38万円	—
	平成17年4月から同年8月まで	36万円	38万円	41万円	38万円	—
	平成17年9月から平成18年8月まで	38万円	41万円	41万円	41万円	—